

紀宝町飛雪の滝キャンプ場指定管理者募集要項

令和2年9月

紀宝町

1. 目的

住民の健康増進及び憩いの場所であると同時に、都市住民との交流を図る健全な野外レクリエーションの施設とするため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び紀宝町飛雪の滝キャンプ場条例（平成 18 年紀宝町条例第 118 号。以下、「条例」という。）の規定に基づき、紀宝町飛雪の滝キャンプ場（以下、「飛雪の滝キャンプ場」という。）の指定管理者を募集します。

2. 施設の概要

（1）名称

紀宝町飛雪の滝キャンプ場

（2）所在地

三重県南牟婁郡紀宝町浅里 1409-1

（3）設置目的

住民の健康増進及び憩いの場所であると同時に、都市住民との交流を図る健全な野外レクリエーションの施設とするため。（条例第 1 条）

（4）施設等の概要

ア 直売・集客交流拠点施設（売店、フロント、研修室等）… 1 棟

イ 管理棟（シャワールーム）… 1 棟

ウ コテージ… 8 棟

エ テントサイト… 10 区画（レギュラーサイト 7 区画、ソロサイト 3 区画）

オ 炊事棟… 1 棟

カ バーベキュー棟… 2 棟

キ 公衆トイレ… 2 棟（内、1 棟は休憩棟と一体整備された公衆便所兼休憩棟）

ク 休憩棟… 1 棟

ケ 広場

コ 駐車場

（5）飛雪の滝キャンプ場の過去 2 カ年の実績

別紙 1 のとおり

3. 業務の内容

指定管理者は、以下の業務を行います。詳細は、「紀宝町飛雪の滝キャンプ場指定管理者仕様書」を参照してください。

（1）施設の運営に関して行わなければならない業務

（2）施設の維持管理に関して行わなければならない業務

（3）その他の業務

4. 管理の基準

飛雪の滝キャンプ場の管理の基準は、「紀宝町飛雪の滝キャンプ場条例」及び「紀宝町飛雪の滝キャンプ場条例施行規則」、「紀宝町飛雪の滝キャンプ場指定管理者仕様書」に規定するとおりとします。

5. 業務に要する経費

(1) 指定管理経費の基準

指定管理業務に要する指定管理料は、年間 10,600,000 円以内（消費税を含む）とします。ただし、協定書において、売上目標額を 17,832,000 円（消費税を含む）と定め、それを上回った場合はその上回った額の 3 割の額を町に納入していただきます。また、目標額を下回った場合はその下回った額の 7 割の額を町に納入していただきます。

なお、消費税率及び地方消費税率が改定された場合は、それを加算した額となります。また、災害その他不可抗力等の町または指定管理者の責めに帰することができない事由により売上額が大幅に減少した場合については、町と指定管理者により協議を行うこととします。

売上目標額と町への支払い額の考え方

売上目標額	収入		支出	収支 (収入－支出)	売上一目標額	町への支払額
	売上	指定管理料				
17,832,000	17,832,000	10,000,000	27,832,000	0	0	0
17,832,000	17,832,000	10,000,000	24,832,000	3,000,000	0	0
17,832,000	17,832,000	10,000,000	30,832,000	-3,000,000	0	0
17,832,000	15,000,000	10,000,000	25,000,000	0	-2,832,000	1,982,400
17,832,000	15,000,000	10,000,000	22,000,000	3,000,000	-2,832,000	1,982,400
17,832,000	15,000,000	10,000,000	28,000,000	-3,000,000	-2,832,000	1,982,400
17,832,000	20,000,000	10,000,000	30,000,000	0	2,168,000	650,400
17,832,000	20,000,000	10,000,000	27,000,000	3,000,000	2,168,000	650,400
17,832,000	20,000,000	10,000,000	33,000,000	-3,000,000	2,168,000	650,400

※売上目標額と売上額の差から算定されるもので、支出額（収支）は算定に影響しない

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料は、原則として年 2 回に分けて支払うこととしますが、支払時期や方法については協定で定めます。

(3) 施設の使用料

施設の使用料は、指定管理者の収入として取り扱います。金銭の管理は指定管理者の責任において適切に管理するものとします。

(4) 売店業務

売店業務は品揃え等、指定管理者の創意工夫を活かす場として活用し、利用者のサービス向上に努めるものとします。

6. 指定管理の期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（2年間）

7. 応募資格

（1）指定管理者の指定を受けようとする者は、法人その他の団体であって、法人または団体の代表者が次の各号のいずれにも該当しない者としてします。なお、応募後に以下の要件を満たさなくなったときは、町はその者の応募行為を無効とし、または契約の締結を行わず、若しくは解除することができるものとします。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同条を準用する場合も含む。）の規定により、紀宝町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合も含む。）または第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 国税及び地方税を滞納している者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行ったことがある者

ク 法人にあつては役員に、その他の団体にあつては全ての構成員に次のいずれかに該当する者がいないこと

- ・破産者

- ・禁固以上の刑に処されている者

- ・暴力団の構成員等

（2）施設の管理能力を有するもの。

（3）令和3年3月31日時点で売店内で販売されている商品（委託を受けて販売している商品を除く）の買取りができる者。

（4）法人にあつては紀宝町内に本社または営業所があること、その他の団体にあつては代表者の居住地が町内にあること。

8. 申請の手続き

(1) 募集要項の配布及び配布場所

要項は、原則として書面での配布は行いません。紀宝町ホームページ (https://www.town.kiho.lg.jp/campsite_designated-administrator/) からダウンロードして申請してください。

掲載期間 令和2年9月23日(水)から令和2年10月30日(金)まで

(2) 申請書類の提出

ア 申請期間

令和2年10月22日(木)～10月30日(金)(土・日・祝日は除く)

午前8時30分～午後5時

イ 申請場所

三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地

紀宝町役場 企画調整課

ウ 申請方法

持参または郵送(令和2年10月30日(金)午後5時必着)により申請してください。

エ 申請書類

- ・紀宝町公の施設指定管理者指定申請書…様式第1号(正本1部、副本7部)
- ・紀宝町公の施設事業計画書…様式第2号(正本1部、副本7部)
- ・団体等の概要…様式第3号(正本1部、副本7部)
- ・役員名簿…様式第4号(正本1部、副本7部)
- ・紀宝町飛雪の滝キャンプ場の管理に関する収支計画書…様式第5号(正本1部、副本7部)
- ・誓約書…様式第6号(正本1部、副本7部)
- ・見積書(正本1部、副本7部)
実施すべき業務に必要な指定管理料の見積額(上限10,600,000円(消費税込み))を記載したもの(様式任意)
- ・関係書類(正本1部、副本7部)…下記の中で該当する書類
 - ① 前事業年度の収支(損益)計算書またはこれらに相当する書類(既に財産的取引活動を行っている団体のみ)
 - ② 前事業年度の貸借対照表及び財産目録、または、これらに相当する書類(作成しているもののみ)
 - ③ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動を行っている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ)
 - ④ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - ⑤ 法人の登記事項証明書(法人以外の団体は、団体の代表者の身分証明書の写し及び

住民票抄本)

- ⑥ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- ⑦ 国税及び地方税の納税証明書及び完納証明書（募集要項の配布開始以降に交付されたもの）、または、納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(3) 現地説明会の開催

ア 開催日時

令和2年10月13日（火） 午後1時30分から

イ 開催場所

飛雪の滝キャンプ場（三重県南牟婁郡紀宝町浅里1409-1）

ウ 参加予約

説明会への参加を希望される方は、令和2年10月5日（月）～10月9日（金）までに団体名及び出席予定人数、代表者名を紀宝町役場企画調整課までご連絡ください。

(4) 質問事項の受付

ア 受付期間

令和2年9月23日（水）～10月16日（金） 午後5時まで

イ 受付・回答方法

質問書（様式第7号）により郵送またはFAXで質問してください（訪問や電話での質問は受け付けません。）。町からの回答は、FAXまたは電子メールにて10月21日（水）午後5時までにを行います。

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、応募者の負担とします。

(5) 留意事項

ア 提出書類の変更の禁止

軽微な変更を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 提出書類の取扱い

提出された書類は、個人に関する情報を除き、公開されることがあります。なお、提出書類は返却しません。

ウ 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、第2次審査の前日までに応募辞退届（様式第8号）を提出してください。

エ 虚偽の記載をした場合

応募書類に虚偽の記載があった場合、失格とします。

オ 重複申請の禁止

応募一団体につき、ひとつの申請とします。

カ 町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

9. 指定管理者の決定

指定管理者の選定に当たっては、「紀宝町指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」が、以下の基準により審査を行います。選定委員会で指定管理候補者を選定した後、紀宝町議会（以下、「町議会」という。）の議決を経て指定管理者を決定します。

（１）選定基準

- ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
 - ・ 平等な利用を図るための具体的手法
 - ・ 利用者に対するサービスの提供
- イ 公の施設の効用を最大限に発揮し、目的を効果的に達成できるものであること
 - ・ 設置目的の実現
- ウ 飛雪の滝キャンプ場を観光拠点として、本町の様々な資源や地域活性化に関わる人々・施設などを連携させ、地域の一層の魅力向上と活性化の推進に寄与するものであること
 - ・ 地元・地域・各種団体との協調
 - ・ 地域資源を活用した魅力向上と活性化
- エ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減及び利用の促進が図られるものであること
 - ・ 施設の管理運営に係る経費縮減対策及び創意工夫
 - ・ 施設の利用促進及び売上向上対策
- オ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあること
 - ・ 施設の適切な維持管理
 - ・ 収支計画の内容、適格性及び経営の健全性・安定性
- カ その他
 - ・ 上記以外の応募者の優位性

（２）選定委員会

選定委員会は指定管理者の指定のため、上記の選定基準に基づき検討し、指定管理候補者を選定します。

（３）選定方法

指定管理候補者の選定に当たっては、選考委員会において、第１次審査（書類審査）及び第２次審査（プレゼンテーション）により選定を行います。

ア 第１次審査（書類審査）

申請書類等により、募集要項で定める申請資格の適否について審査を行います。

イ 第２次審査（プレゼンテーション：３人まで出席可能）

第１次審査通過者に対して、令和２年１１月中旬に第２次審査を行い、指定管理候補者を選定します。

1 申請団体あたり説明時間 30 分以内（プロジェクター等を使って説明する場合は事前にご連絡ください。）、質疑時間は 15 分以内とします。（説明に必要な資料等を各自で 7 部作成し、持参してください。提出された資料については返却いたしません。）

（４）選定結果の通知・公表

指定管理候補者の選定結果については、令和 2 年 11 月 27 日（金）までに第 2 次審査出席者全員に通知するとともに町のホームページで公表します。

（５）指定管理者の決定

指定管理者の決定は、町議会の議決後に正式決定となります。

町議会の議決を得るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事案が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。なお、町議会で指定の議決が得られなかった場合においても、飛雪の滝キャンプ場にかかる業務及び管理の準備のために支出した経費は一切補償しません。

選定された指定管理候補者は、4 月からの指定管理業務に支障が出ないように努めるものとします。なお、このことに関して発生する費用については、指定管理者の負担とします。

10. 決定までのスケジュール

（１）募集期間

令和 2 年 9 月 23 日（水）～10 月 30 日（金）

（２）現地説明会受付期間

令和 2 年 10 月 5 日（月）～10 月 9 日（金）

（３）現地説明会

令和 2 年 10 月 13 日（火）

（４）質問受付期間

令和 2 年 9 月 23 日（水）～10 月 16 日（金）

（５）申請書類受付期間

令和 2 年 10 月 22 日（木）～10 月 30 日（金）

（６）第 1 次審査

令和 2 年 11 月上旬

（７）第 2 次審査

令和 2 年 11 月中旬

（８）町議会の議決

令和 2 年 12 月中旬

（９）協定書の締結

令和 3 年 3 月

（10）業務の引継ぎ

令和 3 年 3 月

(11) 業務の開始

令和3年4月1日

11. 協定の締結

(1) 協定に盛り込む事項

- ア 総則
- イ 業務の範囲と実施条件
- ウ 業務の実施
- エ 備品等の取扱い
- オ 業務の実施に係る確認事項
- カ 指定管理料
- キ 損害賠償及び不可抗力
- ク 指定期間の満了
- ケ 指定期間満了以前の指定の取消し
- コ その他

(2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、必要な事項については、町と指定管理者が協議の上、定めることとします。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由がなく、協定に応じないとき
- イ 財務上の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

12. その他の事項

(1) 業務が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、または、その恐れが生じた場合は、速やかに町に報告しなければなりません。その場合の措置は以下のとおりです。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合、または、その恐れが生じた場合には、町は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善できなかった場合等には、町は指定管理者の指定の取消し、または、業務の全部または一部の停止を命じることができるものとします。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

上記アにより指定管理者の指定が取り消され、または業務の全部もしくは一部が停止された場合、指定管理者は、町に対し生じた損害を賠償しなければなりません。

ウ 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等の町または指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、町と指定管理者は業務の継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、町は指定管理者の指定の取消し、または業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(2) 事務の引継ぎについて

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合、円滑な引継ぎに協力していただきます。

(3) 募集要項等の補完、修正

募集要項等に定めるものの他、指定管理者の募集及び選定に関して必要な事項が生じた場合には、町のホームページを通じて応募者に通知します。また、募集開始以降、募集要項等を補完または修正する追加資料を町がホームページにて公表した場合は、当該追加資料が募集要項等の記載内容に優先するものとします。

(4) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

13. 問い合わせ先

- (1) 住所：〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地
- (2) 担当課：紀宝町役場 企画調整課
- (3) 電話番号：0735-33-0334
- (4) FAX 番号：0735-32-1102

飛雪の滝キャンプ場の過去 2 カ年の実績

一般的事項

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
利用者数 (単位：人)	宿泊客	3,517	4,977
	日帰り客	12,857	8,791
	計	16,374	13,768
稼働率 (単位：%)	コテージ（8 棟）	25.55	34.77
	テントサイト（8 区画）	12.05	17.95
	研修室（2 室）	7.64	12.25
町収入 (単位：円)	宿泊収入	9,687,850	14,862,050
	売店収入	1,545,537	2,231,114
	体験収入	193,400	738,340
	計	11,426,787	17,831,504

※宿泊収入には BBQ 棟使用料、物品レンタル料、コインシャワー使用料等を含む。

※平成 30 年度については、平成 30 年 4 月 27 日～平成 31 年 3 月 31 日までの実績。

※テントサイトは令和 2 年 4 月 1 日よりソロサイト 3 区画を導入して 10 区画に変更。

収支状況

(単位：円)

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度
収入	宿泊収入	9,687,850	14,862,050
	売店収入	1,545,537	2,231,114
	体験収入	193,400	738,340
	計	11,426,787	17,831,504
支出	報酬	66,500	72,000
	賃金	10,725,106	11,494,814
	報償費	30,000	61,980
	旅費	89,660	26,200
	光熱水費	2,181,632	2,488,136
	修繕料	219,436	313,228
	燃料費	1,597	45,674
	印刷製本費	389,340	466,262
	消耗品費等	2,857,763	1,332,340
	商品材料費	1,411,104	1,647,960
	通信運搬費	532,123	629,401
	広告料	913,160	758,676
	手数料	42,294	58,870
	保険料	114,800	157,200
	施設管理等委託料	1,143,534	1,964,242
	調査測量設計等委託料	918,000	0
	一般委託料	540,000	330,000
	使用料	693,241	747,017
	借上料	390,096	545,856
	その他工事	12,621,574	3,079,700
	原材料費	98,000	0
	備品購入費	2,234,271	397,018
	負担金、補助及び交付金	309,840	295,600
	計	38,523,071	26,912,174

※平成 30 年度については、平成 30 年 4 月 27 日～平成 31 年 3 月 31 日までの実績。

様式第 1 号

紀宝町公の施設指定管理者指定申請書

年 月 日

紀宝町長 西 田 健 様

申請者
所在地
団体名
代表者名 印
連絡先

紀宝町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定による指定管理者の指定を受けたいので申請します。

公の施設の名称	紀宝町飛雪の滝キャンプ場
---------	--------------

添付書類

- 1 事業計画書(様式第 2 号)
- 2 法人にあっては定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本の写し、その他の団体にあっては規約その他これに類する書類
- 3 当該団体の前事業年度の業務内容及び経営状況を説明する書類
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第2号

紀宝町公の施設事業計画書

公の施設の名称：紀宝町飛雪の滝キャンプ場

申請年月日 年 月 日				
団 体 名				
代 表 者 名		設 立 年 月 日	年 月 日	
団 体 所 在 地				
電 話 番 号		F A X 番 号		
現在運営している類似施設名	所 在 地	主 な 業 務 内 容	予 定 す る 運 営 期 間	
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
事 業 計 画 (別紙可)				
【施設の管理】 1 管理方法 【施設の運営】 1 年間の事業計画 2 利用者等の要望の把握及び対応方法 3 施設の利用(貸出)に関する方法 【その他】特記すべき事項があれば記入してください。 ※「紀宝町飛雪の滝キャンプ場指定管理者募集要項」の「9. 指定管理者の決定 (1) 選定基準」に記載の項目について全て記載して下さい。				

様式第3号

団 体 等 の 概 要

年 月 日現在

団体等の名称	(フリガナ)			
団体等の所在地 連 絡 先	〒 TEL (担当部署・担当者名)			
設 立 年 月 日		代表者名		
資本金又は基本財産				
従 業 員 数	総数 人 (常勤 人 非常勤 人)			
沿 革				
業 務 内 容				
主 な 実 績				
財 務 状 況 (単位：千円)	年 度	年度	年度	年度
	売 上 高			
	経 常 利 益			
	当 期 損 益			
	純 資 産 額			
	総 収 入			
	総 支 出			

注)「財務状況欄」は、企業会計によらない場合は、総収入・総支出を記入してください。

注) 記入事項が多い場合は、適宜欄を広げ、複数ページとしてください。

様式第 4 号

役 員 名 簿

フリガナ				
商号又は名称				
所在地				
【代 表 者】				
役 職 名	フリガナ 氏 名	現 住 所	生 年 月 日	備 考
			明 大 昭 平 .	
【代表者以外の役員等】				
役 職 名	フリガナ 氏 名	現 住 所	生 年 月 日	備 考
			明 大 昭 平 .	
			明 大 昭 平 .	
			明 大 昭 平 .	
			明 大 昭 平 .	
			明 大 昭 平 .	
			明 大 昭 平 .	
			明 大 昭 平 .	
			明 大 昭 平 .	

注)「役員等」とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等をいいます。

様式第5号

紀宝町飛雪の滝キャンプ場の管理に関する収支計画書

団体の名称（ ）

(単位：円)

	項 目	令和3年度	令和4年度
収入	指定管理料		
	宿泊収入		
	売店収入		
	体験収入		
	その他収入		
	合計		
支出	人件費		
	旅費		
	消耗品費		
	光熱水費		
	その他需用費		
	通信運搬費		
	その他役務費		
	使用料		
	委託料		
	原材料費		
	備品購入費		
	負担金		
	公課費		
	合計		

※上記の費用区分は参考です。項目の追加や削除は、必要に応じて申請者で行ってください。

※指定管理料の欄には別途提出する見積書の税込金額を記入すること。

誓 約 書

年 月 日

紀宝町長 西 田 健 様

申請者

所在地

団体名

代表者名

印

紀宝町飛雪の滝キャンプ場の指定管理者の申請に当たり、募集要項の応募資格に定める次の要件に該当しないことを誓約します。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同条を準用する場合も含む。）の規定により、紀宝町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、同法第 142 条（同条を準用する場合も含む。）または第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行ったことがある者
- ⑧ 法人にあっては役員に、その他の団体にあっては全ての構成員に次のいずれかに該当する者がいないこと
 - ・破産者
 - ・禁固以上の刑に処されている者
 - ・暴力団の構成員等

様式第 7 号

質 問 書

年 月 日

団体等の名称	
団体等の所在地	
担当者連絡先	(所 属) (氏 名) (電 話) (F A X) (電子メール)

No.	該当 頁等	質問項目	質問内容

- 注) 1 質問項目欄には、質問のタイトルを記入してください。
2 質問項目が多い場合は、適宜欄を増やしてください。

様式第8号

応 募 辞 退 届

年 月 日

紀宝町長 西 田 健 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

⑨

紀宝町飛雪の滝キャンプ場指定管理者の指定を受けるため指定申請書等を提出しましたが、下記により申請を辞退します。

記

辞退の理由

--